

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第89号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第21条 <u>条例別表第2の11の4の項の規則で定めるものは、次に掲げる事務（盛岡市以外の市町村にあっては、第2号に掲げる事務を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この条において「法」という。）第6条第2項の歯科技工士免許証の交付に関する事務</u></p> <p><u>(2) 法第6条第3項の氏名等の届出書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(3) 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この条において「政令」という。）第1条の2の歯科技工士免許の申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(4) 政令第3条第2項の歯科技工士名簿の訂正の申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(5) 政令第4条第1項の歯科技工士名簿の登録の消除の申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(6) 政令第5条第2項の歯科技工士免許証の書換交付の申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(7) 政令第6条第2項の歯科技工士免許証の再交付の申請書の受理に関する事務</u></p> <p><u>(8) 政令第6条第5項の歯科技工士免許証の返納の受理に関する事務</u></p> <p><u>(9) 政令第7条の歯科技工士免許証の返納の受理に関する事務</u></p>	<p>第21条 削除</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。